

仕様書

1 件名

令和 8年度巡回女性被扶養者健診業務委託

2 対象者

令和 8年 4月 1日現在名古屋市職員共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員の被扶養者であり、令和 8年度中に30歳から75歳になる女性（当年度75歳になる人は、誕生日の前まで受診可）。ただし、受診当日組合員の被扶養者の資格を有する者。

3 予定者数

(1) 巡回健診

約 2,300人（健診対象者数約 6,500人）

(2) 眼底検査及び特定保健指導

眼底検査 約 1人

動機付け支援 約 35人

積極的支援 約 35人

ただし、予定者数は目安であり、受診及び各検査は希望に基づくため人数を確約するものではない。

過去の実績は別表 1のとおりである。

4 健診等実施時期

(1) 巡回健診

令和 8年 7月から12月までとする。ただし、特定保健指導の実施体制が良好である場合に限り、共済組合と受託者との協議の上、令和 9年 3月まで延長することができる。

(2) 特定保健指導

ア 初回面接

原則、健診当日に実施する。但し、健診当日に実施し難い場合は、あらかじめ共済組合と協議し、了解が得られた場合はこの限りではない。

イ 継続支援・実績評価等

当該業務が終了するまで実施する。（実績評価を伴う完了のみならず、脱落や資格喪失等による途中終了を含む。）ただし、令和9年10月までには完了させ、結果を共済組合に提出すること。

5 巡回健診会場及び実施回数

(1) 居住者数及び交通の利便を考慮して会場を選定し、26会場以上で延べ50回以上（各月 1回以上）実施する。また、共済組合以外の保険者が実施する巡回型女性健診と合同で実施してもよいこととするが、その場合は共済組合の受診希望者が受診できるよう、会場数及び回数を増やすこと。

(2) 名古屋市内は 1（東区、北区、西区及び中区）、 2（千種区、守山区及び名東区）、 3（昭和区、緑区及び天白区）、 4（瑞穂区、熱田区、港区及び

南区)、5(中村区及び中川区)の5ブロックに分け、各ブロックで1会場以上とする。

- (3) 名古屋市外の愛知県内で18会場以上(一部地域に偏らないこと)とする。
(4) (3)のうち、知多地区及び三河地区において、それぞれ1会場以上実施する。なお、知多地区及び三河地区に属する市町村は、下表のとおりとする。

知多地区	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町
三河地区	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市・幸田町 ※東三河地区は含めない。

- (5) 岐阜県内で2会場以上、三重県内で1会場以上とする。
(6) 実施会場は、落札後に共済組合と打ち合わせを行い、その決定には共済組合の了承を得る。

6 検査項目

(1) 巡回健診

別紙1「巡回女性被扶養者健診検査項目等」のとおりとする。

検査の精度に関して、日本医師会臨床検査精度管理調査に参加していることとする。

(2) 特定健康診査

40歳以上の者には、法に基づく特定健康診査を併せて実施する。検査項目については、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)」第1条のとおりとする。

(3) 眼底検査・特定保健指導

前項の受診者のうち、実施基準に該当する者に限り眼底検査及び特定保健指導を実施する。ただし、眼底検査について、受託者が名古屋市内に所有又は提携する健診施設(以下「健診施設」という。)以外の会場での実施は、可能な場合において行うものとする。なお、眼底検査及び特定保健指導の内容は、実施基準に基づき別紙2「健診等内容表」のとおりとする。

7 委託業務の内容

(1) 会場の確保、健診日時の決定(～5月初旬)

条件を満たすよう、各会場と直接調整し、日時を決定する。会場使用料は受託者負担とする。会場確保の状況について、共済組合の求めに応じ随時報告する。

(2) 案内作成及び受診者管理

ア 案内作成

令和8年5月1日までに、案内文書の記載内容(健診日時、会場、会場住所等を明記)を共済組合と調整のうえ確定させ、案内文書について別途共済組合が指定した印刷業者と綿密な調整を行った後、指定された形でデータを提出する。印刷、発送は、原則として別途共済組合が指定した印刷業者が行うが、共済組合との協議の上で、受託者が行ってもよい。受託者が行う場合、印刷、発送にかかる費用は受託者負担とする。

また、令和8年5月1日までに、案内文書用(2色刷(黒・緑(予

定))) に A 4 版 1 ページ程度、広報ページの原稿を作成し、印刷業者から指定された形式で印刷業者及び共済組合にデータを提出する。原稿には、巡回健診機関の情報や健診内容に関するアピールポイント等、当健診の受診率向上に寄与する内容を記載する。ただし、他頁と極力内容に重複がないようにすること。(他頁の原稿案は共済組合から提供する。)

イ 受診者管理

「対象者データ」は共済組合から受領する。

(3) 電話対応窓口の設置

5月末までに巡回健診の専用電話窓口を設置し、問合せ等に対応できるようにする。また、電話対応窓口については、案内文書及び受診用書類に掲載する等の方法で周知する。なお、契約期間中は夏季休暇中(盆時期等)であっても、電話対応窓口は閉鎖しない。電話対応窓口の電話番号は、契約締結後速やかに共済組合へ報告する。

(4) 申込受付、会場別受診予定者の決定

- ① 申込受付の締切は、各健診日の 2 週間前までを目安とする。ただし、締切後でも可能な限り受け付けて構わない。
- ② 申込受付は、電話、ハガキ又はオンラインフォーム等とし、共済組合と調整して決定する。
- ③ 受付時には、組合員被扶養者番号及び年齢により対象者名簿と突合し受診資格の確認をする。先着順に受診会場を決定し、先の日程であっても遅くとも申込から 3 週間以内に受診用書類等の申込者宅への郵送を終える。郵送料は受託者負担とする。
- ④ 受診用書類等は既存のもので構わないが、共済組合の巡回健診に対応した内容を記載する。事前に共済組合へ受診用書類等一式を提出し確認を受ける。
- ⑤ 各会場の定員を超える申込みがあった会場は、第 2、第 3 希望で調整し、受診日の決定については申込者と個別に調整する。申込者数が少なくても会場の中止はしない。
- ⑥ 別紙 3「巡回女性被扶養者健診 健診日別報告書」は共済組合の求めに応じて提出できるよう常に準備しておく。
- ⑦ 申込後の日程変更については、柔軟に対応する。

(5) 健診等の実施及び結果通知

- ① 健診当日、(a) から (d) のいずれかの方法により受診対象者の保険資格を確認するものとする。
 - (a) オンライン資格確認(マイナ保険証を読み取る際に、顔認証付きカードリーダーを用いる場合の他、パソコンやスマートフォン等の端末を用いる場合を含む。)
 - (b) マイナポータルを用いて医療保険の被保険者資格情報を表示した端末の画面の確認
 - (c) マイナ保険証及び保険者から被保険者に対して送付される「資格情報のお知らせ」と題する書面の確認
 - (d) 保険者が発行する有効期限内の資格確認書の確認
- ② 受診者から自己負担金を徴収する。
- ③ 受診は一人につき原則 1 回とし、別紙 1 に定める検査項目等のうち、オプション項目のみの受診は認めない。また、健診項目の一部分のみを後日

受診することは認めない。

- ④ 健診実施後、速やかに受診者本人宛に健診結果を配達記録が残る書留等で確実に郵送する。遅くとも受診日から 3週間以内に結果が本人に届くようにする。
 - ⑤ 40歳以上の受診者については、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、健診結果と併せて受診者に送付する。なお、送付にあたっては、実施基準第 3条に基づき、受診者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供する。
 - ⑥ 健診施設において受診した者のうち特定保健指導の実施基準に該当する者には、本人の同意を得たうえで別紙 2「健診等内容表」の特定保健指導を原則、健診当日から実施する。
 - ⑦ 別紙 3「巡回女性被扶養者健診 健診日別報告書」により受診者数の報告等の報告及び当日の特定保健指導者数は月末締めで作成する。
 - ⑧ 天候不順等により健診の実施ができない場合には、受診者と個別に調整し、代替日又は他の会場へ振り分ける。
- (6) 報告書の提出
- ① 受診者ごとの健診データについて、エクセル形式で別紙 4「巡回女性被扶養者健診 受診項目データ」を作成する。項目は、受診者ごとの、受診者番号、氏名、カナ氏名、生年月日、組合員被扶養者記号・番号、居住地（当初提供データより抜粋）、受診日、会場名、検査項目（受診項目に○を付す。各検査数値は不要。）及び特定保健指導（当日実施の有無に関わらず、対象者に○を付す）、第 1希望の会場、受診者数及び受診率等を集計したものとする。
 - ② 前項の健診データとは別に、40歳未満の健診受診者を含む全ての健診受診者の特定健康診査項目及び特定保健指導の結果について、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データ「特定健診・特定保健指導データ」を XML形式で作成する。
 - ③ 「巡回健診データ」（別紙 3「巡回女性被扶養者健診健診日別報告書」及び別紙 4「巡回女性被扶養者健診受診項目データ」）及び「特定健診・特定保健指導データ」について、それぞれ作成したデータを格納したファイルを収録した電子媒体（CD-Rを用い、ラベルに「令和 8年度巡回女性被扶養者健診 巡回健診データ」、「令和 8年度巡回女性被扶養者健診特定健康診査・特定保健指導 XMLデータ」と明示し、受診月、格納データ件数、データ作成日、受託者の名称を記載すること）を、実施月の翌月10日までに共済組合へ提出する。
 - ④ 特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から 3か月以上経過後に行う評価）終了後に遅滞なくその結果を取りまとめ、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）並びに別紙 5「特定保健指導 支援計画・実績表」（指導実績等の内訳が確認できるものであれば、受託者指定の様式も可。）を実施月の翌月10日までに共済組合へ提出する。
 - ⑤ 各報告件数は、提出前に必ず確認する。
 - ⑥ 共済組合が、受診者の健康管理上必要とする資料等の提出を求めた場合は、これに応じなければならない。

(7) 健診等完了報告

巡回健診終了後、速やかに別紙 6「巡回女性被扶養者健診統計表」により集計結果（総計）を報告する。また、特定保健指導終了後には、速やかに別紙 7「完了届」を提出する。

8 その他

- (1) 契約締結後、初回の健診日までに令和 7年度日本医師会臨床検査精度管理調査実施済の証明を共済組合に提出する。
- (2) この健診を実施するにあたり取得した個人情報の保護及び管理に関する共済組合からの調査に協力する。
- (3) この健診業務の実施により、受診者から痛み、しびれ、けが、きずなどの申し立てがあった場合は、誠実に対応し、その対応状況を記録し速やかに共済組合に報告する。実際に医療機関を受診する必要がある場合等には、その費用、交通費等を負担する。
- (4) この健診業務を実施するにあたり、共済組合との連絡調整、報告等の事務処理等全般に渡り責任を持って対応できる担当者を最低 1名配置する。
- (5) 妨害又は不当要求に対する届出義務について
 - ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、共済組合へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
 - ② 受託者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (6) 受託者は、受託業務遂行にあたり個人情報を取り扱う場合においては、別紙 8「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。
- (7) 受託者は、契約の履行にあたって、障害のある方に対して、別紙 9「障害者差別解消に関する特記仕様書」に則った対応を行わなければならない。
- (8) 契約書及び仕様書に定めのない事項については、共済組合と受託者との協議のうえ、決定する。

別表 1

(人)

実績 (R7は見込み値)	令和 7年度	令和 6年度	令和 5年度
巡回健診対象者数	6,423	6,835	6,910
巡回健診受診者数	2,197	2,097	1,939
胃部X線受診者数	962	982	1,162
子宮がん検査受診者数	1,902	1,810	1,703
乳がん検査受診者数	1,922	1,862	1,751
特定健診対象受診者数	1,889	1,793	1,662
動機付け支援受診者数	38	31	29
積極的支援受診者数	24	22	12

巡回女性被扶養者健診検査項目等

検査項目等		自己負担金	検査方法などの要件		
基本項目	問診		特定健診の質問項目を含む		
	理学的検査		身体診察		
	身体計測等	身長・体重・BMI		自動身長体重計(体重に関しては検定済み)使用可	
		視力		5mの矯正視力(コンタクトを除く)	
		聴力		簡易聴力検査	
		腹囲		厚生労働省「標準的な健診、保健指導プログラム(確定版)による計算方法	
	呼吸器	胸部X線検査		間接又は直接撮影	
	消化器	大腸	便潜血		ヒトヘモグロビン測定による二日法
			肝臓	GOT(AST)	令和7年度日本医師会臨床検査精度管理調査が行われていること
		GPT(ALT)			
		γ-GTP			
		ALP			
		コリン・エステラーゼ			
		LDH			
		総たん白			
		アルブミン			
		総ビリルビン			
	膵臓	アミラーゼ			
	循環機能	血圧		140/90mmHg以上は再測定を実施	
		心電図		安静時標準12誘導で所見及びミノソコト表示	
	腎機能等	尿酸	0円	令和7年度日本医師会臨床検査精度管理調査が行われていること	
		クレアチニン及びeGFR			
	尿検査	尿たん白		令和7年度日本医師会臨床検査精度管理調査が行われていること	
尿糖					
血液検査	赤血球数		令和7年度日本医師会臨床検査精度管理調査が行われていること		
	ヘモグロビン				
	ヘマトクリット				
	MCV				
	MCH				
	MCHC				
	白血球数				
	血液像				
	血小板				
	血清鉄				
脂質代謝	中性脂肪(空腹時)		令和7年度日本医師会臨床検査精度管理調査が行われていること		
	総コレステロール				
	HDLコレステロール				
	LDLコレステロール				
糖代謝	血糖(空腹時)		令和7年度日本医師会臨床検査精度管理調査が行われていること		
	HbA1c				
免疫反応	CRP		令和7年度日本医師会臨床検査精度管理調査が行われていること		
	RAテスト				
オプション項目	胃がん	胃部X線検査	2,000円	間接又は直接撮影	
	婦人科検診	乳がん検査	0円	乳房マンモグラフィ(2方向) ※授乳中等の理由によりマンモグラフィ検査によりがたい場合は乳腺超音波検査を実施する。	
		子宮がん検査	0円	医師による頸部細胞採取。子宮細胞診	

【特定健康診査】

40歳以上の受診者に実施する特定健康診査は、関係法令等に基づき実施する。

その項目については、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)」第1条のとおりとする(ただし、医師の判断により実施される詳細な健診項目の眼底検査は、健診施設で当日保健指導を実施する者のうち医師が必要と判断した者に限る)。

健診等内容表

区分		内 容		
特 定 健 康 診 査	(医師の判断による追加項目 ※詳細な健診の項目)	眼底検査(両眼)		
特 定	動 機 付 け 支 援	初回時面接の形態 (健診当日に実施)	① 個別面接 1回(20分以上) 又は ② グループ面接(おおむね 8名以下) 1回(おおむね80分以上)	
		終了時評価の形態	3か月経過後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、 FAX、手紙等)で実施	
保 健 指 導	積 極 的 支 援	初回時面接の形態 (健診当日に実施)	① 個別面接 1回(20分以上) 又は ② グループ面接(おおむね 8名以下) 1回(おおむね80分以上)	
		3か月以上 の継続 的な支援	実施ポイント数	180ポイント以上
			主な実施形態	◆ 個別支援、グループ支援、メールと通信支援、電話支援 ◆ 支援の内容については、厚生労働省「標準的な健診・ 保健指導プログラム(令和 7年度版)を参照すること
		終了時評価の形態	3か月経過後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、 FAX、手紙等)で実施	

※ 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)の眼底検査を実施する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム(令和 6年度版)の判定基準により行うものとし、受診者に十分な説明を行うと共に、共済組合に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

巡回女性被扶養者健診 健診日別報告書

○月○日現在

会場 No.	健診日	曜日	会場名	地区	申込者数 (第1希望でカウント)	受診予定者数 計	受診者数	特定保健指導者数	
								動機付け 支援	積極的 支援
1	○/○	(○)		市内	の別を記入				
2	○/○	(○)		市外					
3	○/○	(○)		市外(三河)					
4	○/○	(○)		市外(知多)					
5	○/○	(○)		岐阜					
6	○/○	(○)		三重					○月受診者数計 △△△
7	○/○	(○)							
8	○/○	(○)							
9	○/○	(○)							○月受診者数計 △△△
10	○/○	(○)							
以下、申込締切後、追加で実施した会場があれば記入									
-									
-									
-									
計					0	0	0	0	0

○会場数集計
(当初)

	会場数	開催数	開催数	
			うち平日	うち土日祝
名古屋市内				
名古屋市外				
岐阜県内				
三重県内				
計	0会場	0回	0回	0回

○会場数集計
(実績)

	会場数	開催数	開催数	
			うち平日	うち土日祝
名古屋市内				
名古屋市外				
岐阜県内				
三重県内				
計	0会場	0回	0回	0回

特定保健指導 支援計画・実績表

受診者 番号	氏名	カナ氏名	生年 月日	組員被扶養者証		居住地	受診日	会場名	特定保健指導 初回完了日	動機付け支援		積極的支援		
				記号	番号					実績評価終了日	途中終了 (脱落・資格喪失)	実績評価終了日	3ヶ月以上継続 (ポイント数)	途中終了 (脱落・資格喪失)
件数計														

※途中終了の欄には該当事由を記載すること。

巡回女性被扶養者健診統計表

1 総合判定

	30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
異常なし										
放置可										
要経過観察										
要二次検査										
要医療										
計										

○要医療には現在治療中のものも含まれる。

○精密検査、再検査の必要な方は要二次検査に含まれる。

2 胸部X線検査

	30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
異常なし										
放置可										
要経過観察										
要二次検査										
要医療										
計										

○要医療には現在治療中のものも含まれる。

○精密検査、再検査の必要な方は要二次検査に含まれる。

以下「3 胃部X線検査」、「4 便潜血反応」、「5 血圧測定」、「6 心電図検査」、「7 脂質検査」、「8 腎機能検査」、「9 血液一般検査」、「10 肝機能検査」、「11 膵機能検査」、「12 糖尿病検査」、「13 子宮検査」、「14 乳房検査」についても同じ様式とする。

※ 居住市町村別受診者数

県名	市町村名	区名	受診者数
愛知	名古屋市	千種	人
愛知	名古屋市	東	
愛知	日進市		
愛知	愛知郡 東郷町		
.	.		
.	.		
計			人

年 月 日

名古屋市職員共済組合理事長 宛

住所
健診機関名
代表者名

完 了 届

件名：令和 8年度巡回女性被扶養者健診業務委託契約

標記の委託業務につき業務を完了しましたので、下記のとおり「特定保健指導集計表」を添えて報告します。

記

特定保健指導集計表

特定健康診査		対象者数	
特定保健指導	動機付け支援	対象者数	
		初回受診者数	
		評価終了者数	
		中断者数	
	積極的支援	対象者数	
		初回受診者数	
		評価終了者数	
		中断者数	

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による名古屋市職員共済組合の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市職員共済組合情報保護規程（平成17年名古屋市職員共済組合規程第 2号。以下「情報保護規程」という。）、名古屋市職員共済組合個人情報保護規程（令和 4年名古屋市職員共済組合規程第 2号。以下「個人情報保護規程」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た名古屋市職員共済組合（以下「甲」という。）の保有する情報（甲が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の甲の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（個人情報保護規定 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、甲の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、甲の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、個人情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの

限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、甲の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 乙は、甲の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、甲の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第 9 甲の保有する情報並びに甲の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、甲の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、甲の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、情報保護規程及び個人情報保護規程その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び甲の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。

2 前項第 2号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第 1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第 2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

- 第 3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。